

委員会議案第 3 号

彦根市議会会議規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)7 月 1 日

彦根市議会議会運営委員会

委員長 長 崎 任 男

彦根市議会会議規則の一部を改正する規則

彦根市議会会議規則(昭和 42 年彦根市議会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

目次中「答弁書の朗読」を「答弁書の配布」に、「決定書の交付」を「決定の通知」に、

「
「第 153 条(懲罰動議の審査)」を 第 153 条(懲罰動議の審査) に、「第 160 条(会議規則の
第 153 条の 2(代理弁明)

「
第 159 条の 2(電子情報処理組織による通知等)
疑義に対する措置)」を 第 159 条の 3(電磁的記録による作成等) に改める。
第 160 条(会議規則の疑義に対する措置)

第 3 条中「ときもまた」を「ときも、また」に改める。

第 4 条第 3 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 7 条中「すべて」を「全て」に改める。

第 9 条第 1 項中「午前 9 時」を「午前 9 時 30 分」に改め、同条第 2 項中「ときは」の次に
「、会議に宣告することにより」を加え、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同
条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特
に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第 13 条中「行なう」を「行う」に改める。

第 15 条中「再び」を「、再び」に改める。

第 17 条中「そなえ」を「備え」に改める。

第 18 条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 19 条第 1 項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第 19 条第 2 項および第 3 項中「承認」を「許可」に改める。

第 20 条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第 21 条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 23 条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第 24 条第 1 項中「終った」を「終わった」に改め、同条第 2 項中「終らない」を「終わらない」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第 25 条および第 26 条中「行なう」を「行う」に改める。

第 27 条中「行なう」を「行う」に改め、「(選挙の宣告)」を削る。

第 28 条第 1 項中「行なう」を「行う」に改める。

第 29 条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票を備え付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第 30 条中「終った」を「終わった」に改める。

第 31 条第 3 項中「きいて」を「聴いて」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 投票の効力に係る法第 118 条第 6 項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第 35 条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 37 条第 1 項中「(請願の委員会付託)」を削る。

第 38 条中「まって」を「待って」に改める。

第 39 条第 1 項中「ついで」を「次いで」に改め、同条第 3 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 42 条中「終った」を「終わった」に改める。

第 44 条第 2 項中「審査」の次に「または調査」を加え、「終らなかった」を「終わらなかった」に改め、「(付託事件を議題とする時期)」を削り、「会議」を「議会」に改める。

第 45 条第 2 項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第 50 条第 1 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 51 条第 4 項中「当って」を「当たって」に改める。

第 52 条第 1 項中「すべて」を「全て」に、「終った」を「終わった」に改める。

第 54 条中「終った」を「終わった」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第 55 条第 1 項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第 2 項中「発言を」を「、発言を」に改め、同条第 3 項中「当って」を「当たって」に改める。

第 56 条中「こえる」を「超える」に改める。

第 57 条第 2 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 59 条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第 60 条第 1 項中「終った」を「終わった」に改め、同条第 3 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 63 条第 2 項中「はからなければ」を「諮らなければ」に改める。

第 64 条中「(質疑の回数)」および「(質疑または討論の終結)」を削る。

第 65 条中「または」を「、または」に改める。

第 66 条中「写」を「写し」に改め、同条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第 67 条中「とろうとする」を「採ろうとする」に改める。

第 70 条第 1 項中「とろうとする」を「採ろうとする」に改め、同条第 2 項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第 71 条第 1 項中「とる」を「採る」に改める。

第 72 条および第 73 条第 1 項中「行なう」を「行う」に改める。

第 74 条中「行なう」を「行う」に、「第 27 条(議場の出入口閉鎖)、第 28 条(投票用紙の配布および投票箱の点検)、第 29 条(投票)、第 30 条(投票の終了)、第 31 条(開票の効力)、第 32 条(選挙結果の報告)第 1 項および第 33 条(選挙関係書類の保存)」を「第 27 条から第 31 条まで、第 32 条第 1 項および第 33 条」に改める。

第 76 条中「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第 77 条第 1 項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第 2 項中「とる」を「採る」に、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第 3 項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第 77 条の 4 第 1 項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第 78 条第 1 項中「記載し、または記録する」を「記載する」に改める。

第 79 条第 1 項中「配布(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。)をする」を「配布する」に改め、同条第 2 項中「(発言の取消しまたは訂正)」を削る。

第 80 条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第 123 条第 3 項に規定する署名に代わる措置をとる議員)」を削る。

第 88 条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 90 条中「およびこれに」を「ならびにこれに」に、「表決」を「および表決」に、「行なう」を「行う」に改める。

第 91 条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 92 条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第 102 条中「終わった」を「終わった」に改める。

第 103 条中「申出なければ」を「申し出なければ」に改める。

第 106 条中「すべて」を「全て」に改める。

第 108 条第 1 項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第 109 条第 1 項中「議員」の次に「(以下この条において「委員外議員」という。)」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第 2 項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改め、同条第 3 項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の委員外議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第 110 条第 1 項中「終わった」を「終わった」に改め、同項ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第 111 条第 2 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 113 条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第 114 条第 1 項中「終わった」を「終わった」に改め、同条第 3 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 116 条中「または」を「、または」に改める。

第 117 条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第 118 条第 1 項中「行なう」を「行う」に改め、同条第 4 項中「行なう」を「行う」に、「行なっている」を「行っている」に改め、同条第 6 項中「はかり」を「諮り」に改める。

第 120 条中「とろうとする」を「採ろうとする」に改める。

第 123 条第 1 項中「とろうとする」を「採ろうとする」に改め、同条第 2 項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第 124 条第 1 項および第 3 項中「とる」を「採る」に改める。

第 125 条および第 126 条第 1 項中「行なう」を「行う」に改める。

第 127 条中「行なう」を「行う」に、「第 28 条(投票用紙の配布および投票箱の点検)、第 29 条(投票)、第 30 条(投票の終了)、第 31 条(開票および投票の効力)および第 32 条(選挙結果の報告)第 1 項」を「第 28 条から第 30 条まで、第 31 条第 1 項から第 3 項までおよび第 32 条第 1 項」に改める。

第 129 条中「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第 130 条第 1 項中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第 2 項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第 133 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第 133 条第 2 項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第 133 条第 3 項中「ものとする」を「ものとみなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第 134 条に次の 1 項を加える。

4 前項の紹介議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第 135 条第 1 項中「意見を付け、」を削り、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第 137 条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第 138 条第 2 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 141 条中「第 37 条(議案等の説明、質疑および委員会付託)第 3 項」を「第 37 条第 3 項」に改める。

第 142 条を次のように改める。

(決定の通知)

第 142 条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第 144 条ただし書中「により」の次に「会議への出席に必要と認められる物であつて」を加え、「の許可を得たときは」を「にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第 149 条中「新聞紙、文書その他の資料」を「資料等」に改める。

第 151 条中「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 152 条第 2 項ただし書中「第 49 条(秘密の保持)第 2 項」を「第 49 条第 2 項」に、「第 105 条(秘密の保持)第 2 項」を「第 105 条第 2 項」に改める。

第 153 条中「第 37 条(議案等の説明、質疑および委員会付託)第 3 項」を「第 37 条第 3 項」に、「ことは」を「ことが」に改める。

第 153 条の次に次の 1 条を加える。

(代理弁明)

第 153 条の 2 議員は、自己に関する懲罰動議および懲罰事犯の会議ならびに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会または委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第 154 条中「行なう」を「行う」に改める。

第 155 条中「こえる」を「超える」に改め、同条ただし書中「停止期内」を「停止期間内」に改める。

第 158 条の 2 中「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延、災害等の発生等」を「大規模な災害等の発生等または重大な感染症のまん延」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、条例の例による。

第 9 章中第 160 条の前に次の 2 条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

- 第 159 条の 2 議会または議長もしくは委員長(以下この条および次条第 1 項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項および第 6 項ならびに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。
- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第 1 項または第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時(第 20 条、第 66 条、第 79 条第 1 項、第 117 条、第 132 条第 1 項および第 133 条第 1 項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時または議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧もしくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、または議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、もしくは連署し、または記名押印すること(以下この項において「署名等」と

いう。)が規定されているものを第1項または第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名または名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

- 6 議会等に対して通知を行い、または議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、または議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、または交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項または第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第159条の3 この規則の規定(第28条第1項(第74条において準用される場合を含む。))を除く。)において議会等が文書等を作成し、または保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第160条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第78条第1項の改正規定、第79条第1項の改正規定、第80条の改正規定および第9章中第160条の前に2条を加える改正規定は、議長が定める日から施行する。